

船舶事故調査報告書

平成31年4月17日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（岸壁）
発生日時	平成30年10月25日 09時27分ごろ
発生場所	愛媛県今治市今治港 今治港東防波堤灯台から真方位172°690m付近 （概位 北緯34°04.1′ 東経133°00.4′）
事故の概要	巡視艇いよなみは、シフト作業中、岸壁に衝突した。
事故調査の経過	平成30年11月21日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	巡視艇 いよなみ、113トン
船舶番号、船舶所有者等	134357、国土交通省
乗組員等に関する情報	船長、二級（航海） 機関長、四級（機関）
負傷者	なし
損傷	本船 船首部外板の塗膜に剝離 岸壁 手すりに曲損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風速 約4.0m/s、視界 良好 海象：波高 約0.3m、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	本船は、船長及び機関長ほか5人が乗り組み、今治港の係留棧橋から第2係留棧橋にシフト作業中、主機の操縦レバー用マイクロプロセッサ内におけるコネクタの接続部が、配線の自重により外れ、接触不良となったので、両舷主機が操縦不能となり、前進行きあしがついた状態で船首部が係留棧橋前方の岸壁に衝突した。
分析	本船は、シフト作業中、主機の操縦レバー用マイクロプロセッサ内におけるコネクタの接続部が配線の自重により外れたことから、同接続部が接触不良となって両舷主機が操縦不能となり、前進行きあしがついた状態で船首部が係留棧橋前方の岸壁に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、シフト作業中、主機の操縦レバー用マイクロプロセッサ内におけるコネクタの接続部が配線の自重により外れたため、同接続部が接触不良となって両舷主機が操縦不能となり、前進行きあしがついた状態で船首部が係留棧橋前方の岸壁に衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 出航前点検を確実にし、機器等の不具合あるいはその予兆を認められた際は、適切な措置をとること。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・遠隔操縦装置の機器等が故障する事態に備え、定期的に機側操縦等の訓練を実施することが望ましい。 |
|--|---|